

水 質 検 査 結 果 書

平成19年8月21日

依頼者： 高田 裕之

様

厚生労働省令第109号(環境省令第30号)
 社団法人 京都微生物研究所
 総合科学分析センター
 京都市山科区山科大塚町16-2
 TEL(075)593-3320

平成19年8月2日

当研究所に依頼された試料について行った検査結果は下記のとおりです。

検査責任者：福島 正史

採水地点	： 自宅打込井戸			
採水日時	： 平成19年8月2日	8:00	気温： 25.0 °C	
採水者	： 依頼者(高田)		水温： 17.0 °C	
水の種類	： 井戸水 (原水)		天候： 晴	
No	検査項目	単位	分析値	水道水質基準値
1	一般細菌	個/ml	51	100個/ml以下
2	大腸菌		検出せず	検出されないこと
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.01mg/l以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	3.36	10mg/l以下
31	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.54	1.0mg/l以下
33	鉄及びその化合物	mg/l	0.03未満	0.3mg/l以下
34	銅及びその化合物	mg/l	0.01未満	1.0mg/l以下
37	塩化物イオン	mg/l	12.1	200mg/l以下
39	蒸発残留物	mg/l	157	500mg/l以下
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.5未満	5mg/l以下
46	pH値		6.39	5.8以上8.6以下
47	味		異常なし	異常でない事
48	臭気		異常なし	異常でない事
49	色度	度	1未満	5度以下
50	濁度	度	0.1未満	2度以下
	遊離残留塩素	mg/l	0.01未満	管理基準0.1mg/l以上
	以下余白			

判定： 上記水質基準項目について基準に適合

検査方法： 平成15年厚生労働省告示第261号

<上記検査に係る特記事項>

注) 細菌、外観等異常の場合は味の検査を省略することがあります。
 判定は項目Noがあるものについてのみ水質基準の判定をしています。